

令和2年度

# 施政方針

令和2年3月

嘉手納町長 當山 宏



# 目 次

1.	令和2年度 町政運営に向けて……………	1
2.	基地問題……………	5
3.	安全・安心で住みよいまちづくり……………	8
4.	活力に満ちた賑わいのあるまちづくり……………	13
5.	生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり……………	16
6.	地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり…	22
7.	執行体制と行財政の運営等……………	27

## 令和2年度 町政運営に向けて

本日ここに、嘉手納町議会の令和2年3月定例会が開会の運びとなりました。今定例会においては、一般会計予算をはじめ水道事業会計予算、国民健康保険特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、下水道事業特別会計予算のほか、行財政運営に関する諸議案等を提出しております。その説明に先立ち、これまでのまちづくり等の主な取り組みと令和2年度における私の町政運営の基本方針、そして主要な施策の概要等について申し上げ、議員諸賢のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、去年は、新天皇が即位をいたしまして、元号も平成から令和に変わるという特別な年でありましたが、一方で暴風や豪雨による災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらした一年でもありました。被災された地域が一日も早く復旧、復興を果たすことを心から願うものであります。

自然災害といいますと、本町でも一昨年、台風24号により、県管理の護岸の一部が損壊するとともに住宅地の冠水被害が発生し、西浜区の海岸沿いの皆様に大きな不安を与えました。町では、早速、沖縄県に対し、損壊した護岸堤防の早期復旧と再発防止のための強化対策を要請してきたところであります。本件に関しては、沖縄

県も迅速に対処していただき、復旧工事については昨年末までに無事完了を見ております。県においては引き続き再発防止のための護岸の強靱化工事に着手しており、同工事が完了いたしますと、高波被害等の防止が図られ、地域の皆様の安全・安心が確保されるものと期待しております。

ここ数年、我が国においては大規模な自然災害が相次いでおり、全国的に防災対策の強化が求められているところです。このことを踏まえ、本町においても、町民への重要な情報伝達手段である防災行政無線の機能強化等を図るため、令和元年度からシステムのデジタル化を進めております。同事業は令和2年度も継続して推進いたします。

ところで昨年は、ここ沖縄県においても、県民に大きな衝撃を与える出来事がありました。首里城の焼失であります。沖縄のシンボルであり、県民の心のよりどころであった首里城の焼失は、人々に大きな悲しみをもたらしました。しかし今、その喪失感を乗り越えて早期再建を願う県民の機運も高まりを見せております。首里城再建に向けた支援の輪は国内外に広がっており、現在、本町においても、早期再建を後押しするため募金活動を展開しているところです。町民をはじめ多くの皆様のご協力をお願いする次第であります。

昨年末、中部地域において発生した豚熱は、周辺地域に急速に広がり、本町を含む中部市町村職員は昼夜にわたりその防疫作業に追われる日が続きました。町内にも養豚場が所在することから、豚熱の感染防止を図るため養豚農家との連絡を密にしながら必要な情報提供と状況確認等を行っているところであります。豚熱の収束が図られるまで引き続きその対策に取り組んでまいります。

国際社会において感染による影響が注視されている新型コロナウイルスについては、本県でも感染者が確認されるに至り、今後における感染拡大への懸念が高まっております。こうしたことから庁内においては、新型コロナウイルス感染症対策会議等を開催し、町民への感染防止に関する情報提供や必要とされる対策等に取り組んでいるところです。今後においても本町の新型インフルエンザ等対策行動計画に準拠し、情報等の収集と適切な対策を鋭意講じてまいります。

まちづくりについては、令和元年度も各種事業の推進を図ってまいりました。懸案であった屋良小学校校舎も昨年完成し、今年1月からは新校舎での授業がスタートしております。ここ数年、同時並行的に各種教育施設の建設を進めてまいりましたが、この度の屋良小学校校舎の完成により、教育施設の整備は一区切りついたことに

なります。令和2年度は、同校舎に係る関連工事等を行うこととしております。

西浜区区民待望のコミュニティーセンターについては、昨年から工事に着手しており、この3月の完成を見込んでおります。同施設は、海岸に近いという地域の自然条件も考慮し、津波等に対する避難ビルの機能も併せ持った施設整備を進めております。

本町観光の拠点施設となっている「道の駅かでな」は、令和元年度から既存施設の増築に向け、敷地の造成工事に取り組んでいるところです。また、観光関連事業として進めている比謝川緑地広場整備事業につきましても、比謝川の河口付近に滞在型施設等の整備を行うため、昨年から周辺外構工事等を進めてきております。同施設については令和3年度の完成を目指しています。

「嘉手納飛行場等周辺まちづくり事業」として進めている「屋良城跡公園」と「嘉手納野球場」の全面的なリニューアル事業については、約50億円の大型プロジェクトとして取り組んでおり、令和元年度は同事業の構想策定業務を実施してまいりました。

また、本町の長年の懸案である「字嘉手納2番地地区」の密集市街地改善事業については、これまで物件補償調査、関係権利者との交渉、地区内個別ヒアリング等を行ってきており、令和2年度も事

業の鋭意推進を図ります。

その他、町民サービスの更なる向上を図るため、住民票や戸籍など、各種証明書のコンビニ交付に向けた準備作業を行ってきました。なお、同サービスの開始は、来る3月中旬を予定しております。

以上が令和元年度において取り組んできた本町まちづくりの主な事業であります。令和2年度は、その成果を踏まえて、更なる「公共施設の整備」や「住宅問題への対応」「子育て支援」「教育・福祉の向上」「人材育成・文化の振興」「各種基地問題への対応」「地域産業・商店街の活性化」等に向けて取り組んでまいります。そして、「活力に満ちたまちづくり」「人に優しいまちづくり」「文化の薫るまちづくり」を目指すとともに、「公平公正」「町民本位」「改革刷新」を基本姿勢として嘉手納町のまちづくりを推進してまいります。

嘉手納町のさらなる発展に向けて、令和2年度において取り組む主な施策の概要等は次のとおりであります。

## 基地問題

基地問題について申し上げます。

本町を取り巻く基地問題は、戦後75年を迎えた今日においても厳



しい状況が続いております。

米国は、平成30年10月に、CV-22オスプレイ5機を横田飛行場へ配備しました。同機は嘉手納飛行場に飛来しての訓練が予想され、町民の安全性への不安や負担の増大が危惧されておりました。そうした中、令和元年度に訓練参加のための飛来が確認されたことから、三連協として、日米の関係機関に対し嘉手納飛行場での運用を行わないよう強く申し入れてきたところであります。

広大な米軍基地を抱える本町においては、基地から派生する事故やトラブル等が依然として後を絶たない状況にあります。令和元年度においても、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練や第353特殊作戦群所属のMC-130による部品落下事故などが発生しております。

こうした諸問題の発生は、町民の安全な生活を脅かすものであり決して容認できるものではありません。また、嘉手納基地に所属する米軍人による酒気帯び運転などの事件、事故も相次ぎました。三連協としてはこうした問題に抗議すると同時に再発防止の徹底を強く求めてきたところであります。

嘉手納基地から派生する航空機騒音も、依然として町民に深刻な被害を及ぼしております。所属機に加えて、外来機の飛来が続いて

おり、騒音の軽減策として実施されているF-15戦闘機の訓練移転もその効果を実感するまでには至っておりません。また、昨年は、第353特殊作戦群駐機場の整備工事の開始に伴い、住宅地域に隣接する通称「パパーループ」と呼ばれる元駐機場がMC-130特殊作戦機の駐機場として使用されており、昼夜の別なく行われるエンジン調整は町民に新たな騒音被害をもたらしております。これらの問題については、実効性のある負担軽減を求めて引き続き対処してまいります。

航空機の排気ガスの悪臭問題は、航空機騒音と並んで本町の大きな問題の一つであります。このため、悪臭の発生源としての可能性が高いE-3早期警戒管制機について、同機の駐機場移転など、有効な対策を講じるよう日米関係機関に対し強く要請してきたところであります。これからも引き続き同問題の解決に力を尽くしてまいります。

防音対策事業につきましては、告示後に建築された住宅や店舗、事務所等への防音工事の適用拡大をはじめ、防音住宅に対する空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠の拡大等の実施について引き続き要請してまいります。

今後とも各種の基地問題については、町独自に、そして三連協と

してその解決に向けて取り組んでまいります。

令和2年度におきましては、町内に設置している航空機騒音自動監視システム装置について、既存3局の機器更新を行うとともに、新たな騒音被害の発生源となっている通称「パパーループ」の航空機騒音の状況を監視するため、新規に1局を増設いたします。

## 安全・安心で住みよいまちづくり

安全・安心で住みよいまちづくりについて申し上げます。

本町の抱える人口減少や高齢化の進展等の課題解決に取り組むため、平成29年5月から「定住促進事業」を開始しております。同事業は「新築住宅等の取得補助金」、「建物除却に係る補助金」、「新築住宅等に係る固定資産税相当額の一部を一定期間補助する定住促進奨励金」の3つの制度で構成されております。5年間に限り実施する事業ですが、平成29年度からの同事業取得補助の活用実績見込み数は、令和元年度末で住宅・賃貸住宅合わせて55件、戸数にすると105戸が見込まれております。令和2年度も同事業の継続実施を図り、本町への定住促進に努めてまいります。

平成24年度に国土交通省が「地震時等において著しく危険な密集市街地」として公表した字嘉手納2番地地区における「密集市街

地整備事業」は、平成29年2月に同地区のまちづくり協議会から事業推進の要望書が町に提出されております。このことを受け、令和元年度は、密集市街地地区整備推進業務を行い、権利者等への個別ヒアリングや都市再生住宅建設工事実施設計等を順次進めてきたところであります。

令和2年度においては、同地区内の道路整備に向けた実施設計、都市再生住宅建設工事に順次着手し、地区内住環境の改善に向け、まちづくり協議会の皆様とも連携を図りながら、同事業に鋭意取り組んでまいります。

また、平成24年度から本町の経済対策事業の一環として実施している嘉手納町住宅リフォーム支援事業は、令和元年度で8年目を迎え地域経済の振興と住環境の向上に寄与してまいりました。

今後においても本事業の需要が見込めることから、令和2年度も引き続き実施してまいります。

「水釜第二町営住宅」の建て替え事業については、令和元年度、若年層世帯や高齢者世帯及び障害者世帯等の入居者ニーズに応じた実施設計を行い、災害時においても津波等の指定緊急避難場所としての機能を備えた住宅整備計画を策定し、円滑な事業推進に努めてまいります。

屋良土地区画整理事業は、各権利関係者の協力を得ながら引き続き清算業務に努めます。

町民の憩いの場やスポーツ振興の場として利用されている屋良城跡公園及び嘉手納野球場においては、同施設の老朽化の改善や利用者ニーズに即した機能向上が望まれております。両施設とも今後は、「嘉手納飛行場等周辺まちづくり事業」において、屋良城跡公園総合再整備事業及び嘉手納野球場機能拡充事業の2事業として実施すべく、その構想策定業務を進めているところであります。同構想を基に、令和2年度においては土質調査や測量、基本設計、実施設計等に着手し事業の進捗を図ります。

兼久海浜公園リニューアル事業は、平成26年度から基本構想策定業務を実施し、平成27年度に基本計画、平成28年度に基本設計を行ってきております。令和元年度はリニューアルに向けた実施計画を策定し、規模決定及び維持管理、運用計画等を定めております。令和2年度においては、リニューアル事業全体について住民説明会等を開催し、事業の推進を図ってまいります。

道路整備は、生活の基盤である町道の改良工事などを計画的に進めていき、都市機能の向上と快適で安全なまちづくりを目指します。また、未買収道路用地の取得についても、引き続き地域住民との調

整を図りながら取り組んでまいります。

公共下水道事業は、快適な生活環境や河川等の水質保全を図るため、今後とも水洗化の普及を推進するとともに、引き続き老朽化した管路の改築等をはじめ、適正な施設の維持管理に取り組めます。また、令和2年度においては、国から示された公営企業会計移行への新たなロードマップに基づき公営企業会計適用に向けてその準備に取り組んでまいります。

水道事業においては、様々な自然災害が増加傾向にある中、水道施設の大量更新時期という重要な局面を迎えております。そのため、国及び県と連携し、「安全」で「強靱」な水道施設の整備に向けて、戦略的アプローチによる体制強化、職員の技能向上を図り、安心安全な水道水の供給に取り組んでまいります。

経営面においては、健全で安定した水道事業運営を継続していくため、現状の把握及び課題の抽出を行い、効率的かつ安定した事業経営に努めてまいります。

地球温暖化対策は、今や地球規模の問題となっており、一人ひとりが今できることに取り組まなければなりません。本町としても、平成22年度に策定した第1次嘉手納町地球温暖化防止実行計画においてマイナス5.2%のCO<sub>2</sub>を削減した実績があります。今後

においても、地球温暖化対策を地方公共団体の責務として推進し、平成28年度に策定した第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画で定めるCO<sub>2</sub>排出量の削減目標マイナス5%を目指し、照明器具の全面的なLED化を実現するなどにより公共施設等から排出されるCO<sub>2</sub>排出量の削減、抑制に取り組めます。

資源循環型社会の構築に向けては、リフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（再利用する）、リサイクル（再生利用する）の4R運動を基本として、町民及び企業、団体等のご協力を得ながら、資源ごみ等の収集を行い、ごみ減量化と再資源化及び適正処理を進めてまいります。その一環として、草木のチップ化事業や生ごみ処理機の購入補助事業を継続実施し、ごみ処理施設及び最終処分場の延命化と生活環境の保全を図り、町民の快適な生活に寄与してまいります。

また、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理することを目的に令和元年度において原案をとりまとめた「嘉手納町災害廃棄物処理計画」については、令和2年度にパブリックコメントを募集し、策定していきます。

地域の環境美化については、区民一斉清掃の実施や美化活動を率先して取り組んでいる個人や団体、企業等に対し、ごみ袋の無料配

布等を行うとともに、ごみの不法投棄やごみ散乱防止の指導に努めます。

また、飼い犬・飼い猫糞害防止の意識啓発等を図り、地域の環境保全に取り組みます。

### 活気に満ちた賑わいのあるまちづくり

活気に満ちた賑わいのあるまちづくりについては、中心商店街の活性化をはじめ、既存産業や新規産業の振興に向けた対応が求められております。

商工業の振興については、商工会や商工事業者との連携を図りながら、各種の活性化事業に取り組んでまいりました。その一環として実施している「かでな元気プロジェクト事業」により、中心商店街における空き店舗も解消されてきております。令和2年度においても、町内における創業者の支援を行う「事業者立地支援事業」、既存店舗の支援を目的とした「新規顧客獲得支援事業」、事業者の経営力向上の支援を目的とした「やる気支援事業」、商店街活性化の取り組みとして全国的に広がりを見せる「まちゼミ」等の支援を継続し、商工会との連携の下、町内事業者を積極的に後押ししながら、商工業のさらなる振興に努めてまいります。また、「プレミアム付き商品券



事業」及び「やる気応援利子補給事業」も継続いたします。

地域の活性化に寄与するイベントであるエイサーまつりやビアフェスタ及び泡盛まつりへの支援についても継続するとともに、音楽によるまちづくりを推進する取り組みとして、町内各種団体が実施する音楽イベントに対する補助や「かでなGO!GO!フェスティバル」を継続してまいります。

本町の特産品の発掘及びその販路拡大の支援として実施してきた「優良特産品推奨事業」は、新たな優良特産品の選定に加え、現在推奨されている特産品の販路開拓等の取り組みを支援いたします。

観光振興に向けては、本町の観光拠点である「道の駅かでな」のさらなる機能拡充を図るため、施設のリニューアルに向け、令和2年度より建築工事を実施してまいります。また、比謝川緑地広場整備事業においては、体験型・滞在型の観光振興強化を図るため、令和2年度において建築工事を実施いたします。ソフト事業においては、設立予定の観光協会と連携を図り、観光資源の発掘と魅力の発信に取り組みます。

野國總管まつりは、野國總管の功績を称え、その遺徳を偲び「甘藷発祥の地」「野國總管生誕の地」を内外にPRするとともに、町の活性化と地域文化の継承発展、町民のふれあいの場として、令和

2年度も内容を充実させ開催いたします。

本町の情報通信産業については、現在、中核施設である情報通信産業センターに関連企業等が入居し、約200人が雇用され就業しております。今後も人材育成、雇用創出、進出企業の支援を図り、町内の情報通信産業の振興に努めてまいります。

雇用対策については、町民の就労支援を図るため、令和2年度も就職支援活動総合窓口を設置し、専門の相談員によるアドバイスとサポートを行い、求職者支援に努めることで失業率改善を図るとともに、資格取得補助等の新たな支援策の検討を行ってまいります。

農業振興については、町域の82%を米軍基地に接収されており、狭隘な面積の中で本町の農業は営まれております。基地内の耕作地においては、基幹作物であるさとうきびを中心に、びわ、とまと等の栽培が行なわれており、農家の生産意欲の向上に資するため、各種補助金制度等による支援を継続してまいります。

水産業振興については、漁民の活動支援や後継者の育成支援に努め、魅力ある漁業の振興を目指します。また漁獲量の向上を図るため、漁民への補助金制度による支援に努めてまいります。産業まつりについては、優良特産品をはじめ、町内の農産物や加工品等を町内外にアピールし、本町産業の活性化を図るため継続して実施して

まいります。

## 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり

高齢者福祉では、令和元年度に実施した地域福祉交通の実証実験について対象者の範囲等を見直して継続し、本格導入に向け取り組んでまいります。

令和2年度は、第7期老人福祉計画及び沖縄県介護保険広域連合が策定した第7期介護保険事業計画の最終年度に当たります。それぞれの計画の評価を行いながら、第8期計画の策定に努めてまいります。また、令和2年度からスタートする第2期嘉手納町地域福祉推進計画に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相互に支え合う共生社会の実現に向け、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員及び関係機関とも連携を図りながら、町民を主体とした地域福祉の推進に取り組んでまいります。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、生活支援体制整備事業、在宅医療介護連携推進事業、認知症総合支援事業等各事業の充実強化に努めます。

生活支援体制整備事業については、同事業の一環として現在2自治会において移動販売が実施され好評を得ております。今後とも、

各自治会における更なる支え合いの体制づくりや生活支援サービスの創設に努めてまいります。

在宅医療連携推進事業においては、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活が送れるよう医療と介護の連携を推進していきます。認知症施策としては、認知症施策推進会議を設け、「認知症初期集中支援チーム」「認知症カフェ」「認知症サポーター養成講座」等を含め総合的に取り組む体制を整えてまいります。また、虚弱な高齢者に対し、新たな運動機能向上事業を立ち上げ、介護予防事業の充実を図ってまいります。

障害福祉では、嘉手納町障害者計画等に基づき、障害のある方やその家族が地域で安心して自立した生活が営めるよう障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備を進めてまいります。また、障害のある方が住み慣れた地域で障害福祉サービス等を受けられるよう障害福祉事業所の誘致に努めてまいります。

児童福祉においては、引き続き待機児童対策に取り組んでまいります。保育士の処遇改善事業といたしまして、年休及び休憩代替保育士の配置を支援する事業、保育士宿舍借り上げ支援事業、保育士資格取得を支援するための試験対策講座や保育士合同就職説明会を

引き続き実施し、保育士の人材確保に努めます。また、待機児童解消に向けては、更なる認可保育園の整備に取り組むとともに、老朽化した町立第三保育所の建て替えについても進めてまいります。

町立保育所並びに認可保育園においては、土曜一日保育と延長保育を継続実施し、保育環境の充実に努めるとともに、認可外保育施設への支援も継続してまいります。また、民間学童の増設及び支援の充実に図り、学童保育における待機児童解消に向けて努力いたします。

母子及び父子並びに寡婦福祉においては、母子及び父子家庭等医療費助成事業について、引き続き自動償還払い方式による利便性向上を図り、ひとり親世帯の負担軽減に努めます。また、沖縄県が実施する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」や「母子父子寡婦福祉資金貸付事業」などの周知と利用促進を図ってまいります。

児童虐待の防止と対応に関しましては、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関とのネットワークの構築や相談体制の強化を図ります。

母子保健においては、安心・安全な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防のため、助産師による新生児訪問、乳幼児健診の充実に努め、疾病の早期発見と早期治療に繋げる

よう支援し、健診後のフォロー健診や発達を支援するための親子教室（健診事後教室）を継続実施いたします。また、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を継続し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境づくりを進めてまいります。

妊婦健康診査の公費助成については、安心して妊娠・出産が出来る体制の確保を目的に、望ましい回数とされる受診回数14回の助成を継続実施いたします。その他、未熟児養育医療に関する事務、低出生体重児・未熟児に対する訪問指導、子どもフッ化物塗布助成事業、特定不妊治療費助成事業についても継続実施いたします。

子ども医療費助成事業は、中学校卒業までの自己負担分の全額助成を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図りながら子どもの健やかな成長を支援します。加えて、現在未就学児を対象に行っている現物給付については、中学卒業までの実施に向けて検討を進めてまいります。

母子健康包括支援センター事業については、令和2年度から開始いたします。これにより、母子（親子）健康手帳交付の際の地区担当保健師による全数面談を継続実施し、妊産婦・乳幼児等の状況の継続的・包括的把握に努めます。また、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関

との連絡調整、妊産婦や乳幼児等に対する切れ目のない支援を提供し、育児不安の軽減や虐待予防に寄与する体制を整えていきます。

また、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査にかかる費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する産婦健康診査の実施、出産後の母子に対して心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てできる支援体制として、産後ケア事業を実施します。また、全ての新生児に対し、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的に、新生児聴覚検査助成事業を実施します。

本町の子育て世代が、妊産婦健診や乳幼児健診等の母子保健事業を利用し、安心して子育てが出来るよう努めてまいります。

感染症の予防は、任意の予防接種であるおたふくかぜや高齢者肺炎球菌の予防接種費用を助成し、感染症の発病や重症化、まん延の予防に努めます。

健康増進事業では、「健康・食育かでな21」に基づき、健康づくりと食育の推進を図ります。また、健康管理を推進するため人間ドック・脳ドックの助成、歯周疾患検診事業、がん検診・婦人がん検診についても引き続き、実施してまいります。

特定健診においては、地域と連携し受診率の向上を図るため、「週末健診」、「ナイト健診」を実施いたします。

国民健康保険事業は、我が国の社会保障制度の中核として国民皆保険の重要な位置を占めており、町民の医療確保と健康保持に大きく貢献しております。引き続き国保運営に加わった財政運営の責任主体である県と連携を図りながら国民健康保険事業の円滑な運営に努めます。医療費の適正化を図るとともに、国民健康保険税の収納強化を図り、国民健康保険事業の持続可能な運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、保険料の均等割額を補助金として支給いたします。また、はり・きゅう等施術に対する補助や健診結果説明会を引き続き実施いたします。

国民年金は、町民の老後の経済的な支えとなる老齢基礎年金のほか、障害基礎年金、遺族基礎年金などがあり、町民が一生かかわっていく社会保障制度です。関係機関との協力連携のもと無年金者対策、ねんきんネットによる住民サービス及び保険料免除勧奨を図るため、制度の周知に努めます。



## 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり

教育行政においては、第5次嘉手納町総合計画に即した第2次嘉手納町教育大綱を本町教育行政の骨子とし、嘉手納町総合教育会議における審議の活性化を図り、充実した教育行政の推進に努めます。

幼稚園では、遊びや豊かな体験を通じて、知識や技能の基礎、思考力・判断力・表現力等の基礎、学びに向かう力・人間性を育むことができるよう、一人ひとりの発達や特性に応じた教育を推進します。また、幼小の連携を図り、子どもの育ちや学びの連続性を重視した切れ目のない教育を展開します。そのために、幼稚園教諭、小学校教諭間で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するとともに、交流や研修の充実を図ります。

小・中学校においては、嘉手納型「小中一貫教育」を推進し、系統性と連続性を重視した義務教育9年間の教育を行い、児童生徒に「生きる力」を培います。

また、ふるさとキャリア教育を推進し、総合的な学習の時間において、嘉手納のヒト・コト・モノを教育材料にした学習を展開するとともに、地域の企業や公共機関、各種施設での職場見学・体験活動、地域貢献活動を通して、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育みます。

文部科学省の教育課程特例校として英会話学習の充実に取り組むとともに、英語検定試験（英検）に係る検定料の補助を継続して行います。

電子黒板をはじめとするICT機器の活用を促進し、授業に即した教材や学習内容等を効果的に提示することにより、わかる授業を展開し、子どもたちの「確かな学力」の向上に向けて、指導の充実を図ります。また、小学校においてプログラミング教育を推進し、児童のプログラミング的思考を育みます。

特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。また、特別支援教育支援員（教育サポーター）を配置し、当該児童生徒への支援の充実を図ります。また、障がいの有無にかかわらず、集団生活をとおして共に学ぶことができるインクルーシブ教育を行います。

未来を担う子どもたちの豊かな成長に資するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を取り入れた学校）の導入に向け、各小中学校の推進体制を構築し、地域とともにある学校づくりを推進します。

青少年センターの充実を図り、青少年非行防止活動の拠点として、

学校・家庭・地域などの諸関係機関と連携を図り、学習支援活動や相談活動を行います。

適応指導教室「ふれあいスクール」において、不登校児童生徒の学習支援及び諸体験活動に取り組み、登校復帰や自立に向けた支援をします。

子供の貧困対策として、子ども支援コーディネーターを配置し、児童生徒が置かれた様々な環境や現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行う関係機関との情報共有を図るとともに、就学援助などの行政サービスにつなげるための支援を行います。

また、令和2年度も引き続き沖縄県子どもの貧困対策推進交付金を活用し、新入学児童生徒の入学前支給等就学援助の充実を図ります。

教育施設については、昨年、屋良小学校の新校舎が完成しており、令和2年度においても引き続き教育環境の改善に資するため、関連工事として屋良小学校旧校舎の解体工事、外構工事そして敷地造成工事に取り組んでまいります。

社会教育については、町民一人ひとりの生きがいをいづくりに向けて、学習の機会を提供するとともに、社会教育関係団体や指導者の養成、人材の育成に努めます。

令和2年度も地域学校協働活動、放課後子ども教室推進事業を継続いたします。また、学校・家庭・地域の連携協力の推進を図るとともに、子どもたちが地域社会の中において心豊かで健やかに育まれる環境づくりに努めてまいります。

文化振興については、町文化協会をはじめ関係団体と連携し、文化芸能の発表の場や様々な分野において芸術文化に触れる機会を増やすよう努めます。

人材育成事業では、貸与事業として学資貸与及び入学準備金貸与への取り組みを継続し、学生生徒に対する就学の機会を確保するとともに、学資等の負担軽減を図ってまいります。また、助成事業では、社会教育団体等の研修や交流派遣に参加する町民への補助金支給、教育・芸術・文化及びスポーツ部門で優秀な成績を修めた町民への報奨金支給を引き続き実施し、各分野における人材の育成に努めてまいります。

交流事業としては、ハワイ短期留学派遣事業と鳥取県大山町との児童交流事業を継続し、嘉手納町の次代を担う児童生徒の人材育成に取り組んでまいります。

海外移住者子弟受入事業については、移住先国の発展に貢献し得る人材の育成を図るとともに、町民の国際交流意識の高揚及び移住

先国と嘉手納町との国際親善に寄与することを目的に令和2年度も引き続き実施いたします。

文化財事業では、町指定文化財について、引き続き保存・継承への支援を行います。

特定地域特別振興事業につきましては、令和2年度において実施設計等を行い、コミュニティーホール、民俗資料室、シェアオフィス等の新施設整備に向け取り組んでまいります。

町立図書館では、令和2年度より町民の利用者向け新サービスとしてとしょかん通帳の導入を行います。としょかん通帳は読書履歴を記録・管理できるだけでなく、子どもの頃から使用することで成長記録としての利用、また子どもの読書意欲、達成感を高める効果も期待できます。また、引き続き図書資料・館内行事の充実、利用者サービスの向上を図ることで、住民の読書活動をサポートし、生涯学習拠点としてその役割を果たしてまいります。

社会体育では、スポーツ推進委員会を中心に地域及び社会体育団体と連携を図り、各種スポーツ教室、講習会、大会等を通してスポーツ、レクリエーション活動の推進、普及に取り組み、町民の健康の保持増進に努めます。

外語塾については、これまで同様に英語や情報処理を中心とした

教育を実施し、優れた国際感覚や語学力、コミュニケーション能力を有する人材の育成を図ります。

英語コンテストについては、地域の英語教育に貢献できるよう、町内の小中学生を対象に令和2年度も継続して開催いたします。

## 執行体制と行財政の運営等

防災行政については、令和元年度より継続実施している防災行政無線のデジタル化に加え、令和2年度は防災情報システムの整備を実施し、情報伝達の強化を図るとともに、災害に係る情報収集や発令判断の充実強化を図ります。また地域住民の防災意識の啓発に資するため自主防災組織の新規立ち上げに向けた取り組みや避難訓練の実施等につきましても継続的な取り組みを進めてまいります。

地方公務員法等の改正により、これまで行政事務の重要な担い手となっていた臨時・非常勤職員制度の運用が抜本的に見直され、会計年度任用職員制度が新たにスタートいたします。新制度の下、今後は同一労働・同一賃金の考え方にに基づき、適正な任用、勤務条件を確保してまいります。また、会計年度任用職員にも服務規定等が適用されることとなるため、公務運営の適正確保、適切な運用がより一層求められることとなります。

そうした中、確かな行政サービスを行うため、すべての職員の個々の能力が十分発揮できるよう各種研修の充実に努め、職員の意識改革と資質の向上を図り、業務執行体制の確立に向けて取り組みます。また、複雑・多様化する業務に的確に対応し、職場環境の改善を図るとともに、引き続き積極的にメンタルヘルス対策を推進し職場の安全衛生管理体制の充実に努めます。

令和2年度の予算編成においては、国の税制改正や予算編成の状況等を十分に把握するとともに、地方財政対策、各種の制度改正などの動向を注視し、義務的経費や継続して実施している経費などを中心に編成し、新規施策及び政策的経費については、総合計画実施計画を踏まえ作業を進めてまいりました。

令和2年度の財政運営にあたっては、引き続き国、県の動向や町財政の状況等を十分認識するとともに、事務事業のさらなる効率化と合理化に努め、取り組んでまいります。

以上のこと等を踏まえ編成された令和2年度一般会計予算案、水道事業会計予算案、3特別会計予算案は、次のとおりであります。

一般会計予算		10,035,525千円
水道事業会計予算	水道事業収益	352,664千円
	水道事業費用	350,176千円
	資本的収入	25,003千円
	資本的支出	194,389千円
国民健康保険特別会計予算		1,979,520千円
後期高齢者医療特別会計予算		265,726千円
下水道事業特別会計予算		336,976千円

以上、令和2年度の町政運営に当たり、私の基本方針と主要な施策の概要等について申し上げてまいりました。社会経済情勢の急速な変化に的確に対応しつつ、さらなる町政の発展と町民福祉の増進に向け全職員の総力を上げて諸施策を遂行してまいります。

議員諸賢並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月3日  
嘉手納町長 當山 宏